

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 海上移動業務の無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

A－2 次の記述は、船舶局に備える船舶自動識別装置の一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の3の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる一般的条件に適合するものでなければならない。

- (1)

A

 方式による送信が可能であること。
- (2)

A

 方式による二波同時受信が可能であること。
- (3)

B

 による受信が可能であること。
- (4) ポーリングモード（他の船舶局又は海岸局からの送信要求に応じて動作する機能をいう。）を有すること。
- (5) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置からの測位情報を

C

 の単位で処理することができること。
- (6) その他無線設備規則第45条の3の4第1項第1号に掲げること。

A	B	C
1 周波数分割多元接続	デジタル選択呼出装置	5万分の1分
2 時分割多元接続	ナブテックス受信機	5万分の1分
3 周波数分割多元接続	ナブテックス受信機	1万分の1分
4 時分割多元接続	デジタル選択呼出装置	1万分の1分

A－3 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（注2）は、次の者でなければ行ってはならない。

（1）電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる A

（2）（1）の無線従事者以外の者であって、次のア及びイの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの

ア （1）の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者

イ 総務大臣に対しその選任の届出がされた者

注2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする（注3）。

注3 ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

（1）次に掲げる船舶の義務船舶局の B であって、C が可能なもの

ア 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）

イ 旅客船及び漁船（注4）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）

注4 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。

ウ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）

（2）（1）のアからウまでに掲げる船舶に開設された D （電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するものに限る。）

A	B	C	D
1 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備及び中短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
2 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備
3 無線従事者であって、別に定める業務経歴を有するもの	超短波帯の無線設備及び中短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
4 無線従事者であって、別に定める業務経歴を有するもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備

A－4 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくは紛らわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- 5 混信を避けるために、送信機及び受信機の選択及び使用は、無線通信規則第3条（局の技術特性）の規定に従わなければならない。

A－5 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開並びに呼出しの中止について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、A の間隔を置いて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも B の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。C のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、D を示すものとする。

	A	B	C	D
1	2分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	分で表す概略の待つべき時間
2	2分間	2分間	通報の送信	受けている混信の度合い
3	2分間	3分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い
4	1分間	3分間	通報の送信	分で表す概略の待つべき時間
5	1分間	2分間	無線設備の機器の試験又は調整	受けている混信の度合い

A－6 次の記述は、海岸局等の運用について述べたものである。電波法（第63条）及び無線局運用規則（第45条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び海岸地球局（陸上に開設する無線局であって、人工衛星局の中継により船舶地球局と無線通信を行うものをいう。以下同じ。）は、A 運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。
- ② ①のただし書の海岸局は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであって、総務大臣がその B を指定した海岸局とする。

(1) 電気通信業務を取り扱わない海岸局

(2) 閉局中は隣接海岸局によってその業務が代行されることとなっている海岸局

(3) C する海岸局

	A	B	C
1	常時	運用義務時間	臨時に運用
2	常時	運用の時期及び運用義務時間	季節的に運用
3	運用許容時間中	運用の時期及び運用義務時間	臨時に運用
4	運用許容時間中	運用義務時間	季節的に運用

A－7 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、その船舶の航行中毎月1回以上、別に告示する方法により、当該設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

A－8 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2** 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3** 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4** 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

A－9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2** 遭難通信の取扱いを妨害したものは、2年以上の有期懲役に処する。
- 3** 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4** 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

A－10 衛星非常用位置指示無線標識の通報等を受信した無線局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2** 海岸局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3** 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを自局の付近にある海岸局に通知しなければならない。
- 4** 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A－11 遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 8 1 条の 5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第 3 6 条の 2（遭難通信等）第 1 項第 4 号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して当該遭難警報の中継の送信を行わなければならない、当該遭難警報に対する他の無線局の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

A－12 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第 7 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の (1) 及び (2) に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
 - (1) 遭難船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
 - (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第 8 3 条第 2 項から第 4 項までの規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 国際遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2 国際遭難周波数の電波で	責任者又は遭難通信責任者	宰領を行う
3 自ら	責任者又は遭難通信責任者	遭難警報に応答した
4 自ら	責任者	宰領を行う

A－13 無線通信の秘密に関する次の記述のうち、無線通信規則（第 1 7 条、第 1 8 条及び第 4 6 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としない無線通信を傍受することによって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表し、若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 3 船舶局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者及び無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得たすべての情報を知ることができる者は、通信の秘密を守り、漏れないようにする義務を負う。
- 4 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、いかなる場合においてもすべての無線通信の傍受を禁止すること及び傍受したいかなる通信も、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示の方法により記載していなければならない。

A－14 次の記述は、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定により 主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。
- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を こと。
- (2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- (3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し に対して意見を述べること。
- (5) その他無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項

A	B	C
1 その選任について総務大臣の許可を受けた	推進する	免許人
2 その選任について総務大臣の許可を受けた	立案し、実施する	総務大臣
3 その選任の届出がされた	立案し、実施する	免許人
4 その選任の届出がされた	推進する	総務大臣

A－15 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（以下「条約」という。）第4章（無線通信）が適用になる船舶の聴守について述べたものである。同条約附属書第4章第12規則（聴守）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 船舶は、海上にある間、次に定めるところにより をする。
- (1) 船舶が条約第4章（無線通信）第7規則（無線設備（総則））1.2の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いる
- (2) 船舶が条約第4章（無線通信）第9規則（無線設備（A1海域及びA2海域））1.2又は第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.3の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数2,187.5kHz
- (3) 船舶が条約第4章（無線通信）第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））2.2又は第11規則（無線設備（A1海域、A2海域、A3海域及びA4海域））1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数2,187.5kHz及び8,414.5kHz並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz又は16,804.5kHzのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した
- (4) 船舶が条約第4章（無線通信）第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.1の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

A	B	C
1 無休聴守	VHF第16チャンネル	少なくとも二の周波数
2 無休聴守	VHF第70チャンネル	少なくとも一の周波数
3 実行可能な場合は無休聴守	VHF第16チャンネル	少なくとも一の周波数
4 実行可能な場合は無休聴守	VHF第70チャンネル	少なくとも二の周波数

B－1 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 開設を必要とする理由
- (3) 通信の相手方及び通信事項
- (4) 無線設備の設置場所
- (5) ア 及び空中線電力
- (6) 希望する イ
- (7) 無線設備(注)の工事設計及び ウ
- (8) 運用開始の予定期日

注 電波法第30条(安全施設)及び第32条(計器及び予備品の備付け)の規定により備え付けなければならない設備を含む。

(9) その船舶に関する次の事項

- イ エ ロ 用途
- ハ 総トン数
- ニ 航行区域
- ホ オ 港
- ヘ 信号符字
- ト 旅客船であるときは、旅客定員
- チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
- リ 船舶安全法第4条（無線電信又は無線電話施設の強制）第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨
- ヌ 電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

- 1 電波の型式、周波数
- 2 電波の型式並びに希望する周波数の範囲
- 3 運用許容時間
- 4 運用義務時間
- 5 工事着手の予定期日
- 6 工事落成の予定期日
- 7 船舶の所有者
- 8 船舶の運行者
- 9 船籍
- 10 主たる停泊

B－2 船舶航空機間双方向無線電話に関する次に掲げる事項のうち、電波法（第37条）及び電波法施行規則（第2条、第11条の4、第12条及び第28条）及び無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶と航空機との間で当該船舶の捜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- イ 船舶航空機間双方向無線電話を備える船舶局は、当該無線設備において、A3E電波121.5MHz及びF3E電波156.8MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。
- ウ 海上移動業務において、船舶航空機間双方向無線電話を使用して遭難通信及び緊急通信を行う場合は、A3E電波121.5MHzの電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。
- エ 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であって、国際航海に従事する旅客船又は総トン数300トン以上の船舶に備える船舶航空機間双方向無線電話は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- オ 船舶航空機間双方向無線電話は、船舶(注1)及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器(注2)として、2台を備えなければならない。

注1 国際航海に従事する旅客船の義務船舶局に限る。

2 当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものについては、この限りでない。

B－3 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。
- (1) ア を行ったとき。
- (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、 イ とき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、 エ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、 オ ときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

- | | |
|---|-------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 2 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 3 当該外国の主管庁による無線局の検査を受け、検査の結果について指示を受け相当な措置をした | |
| 4 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた | |
| 5 無線通信の円滑な疎通 | 6 無線通信の秩序の維持 |
| 7 免許人 | 8 免許人又は無線従事者 |
| 9 当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した | 10 当該通報を発信した |

B－4 海上移動業務の無線局の聴守義務（総務省令で別に定める場合を除く。）に関する次に掲げる事項のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸局であつて、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- イ F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局は、航行中常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- ウ デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であつて、F1B電波 2,187.5kHz 及びF2B電波 156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- エ 船舶局であつて電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、聴守をしなければならない。
- オ デジタル選択呼出装置を施設している船舶局であつて、F1B電波 4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz 及び16,804.5kHzの指定を受けているものは、できる限り常時、これらの周波数のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な二の周波数で聴守をしなければならない。

B－5 海上移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、これに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法又は電波法に基づく命令に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載する。
- イ 無線業務日誌に記載する時刻は、国際航海に従事する船舶の船舶局又は船舶地球局においては、協定世界時とする。
- ウ 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌には、通信のたびごとに次の事項を記載しなければならない。
- (1) 通信の開始及び終了の時刻 (2) 相手局の識別信号 (3) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
- (4) 使用した空中線電力 (5) 通信事項の区別及び通信事項別時間
- (6) 相手局から通知を受けた事項の概要 (7) その他参考となる事項
- エ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- オ 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から5年間保存しなければならない。